四　法第二十一条第一項第二号の規定による貸付けを受けた民間公益活動を行う団体の名称及び住所並びに民間公益活動を行う団体ごとの貸付けを受けた金額及び年月日

五　法第二十九条第一項の規定に基づく運用資金を運用して得た利子その他の収入金の総額

3　第一項に規定する保存は、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）による記録に係る記録媒体により行うことができる。

（運用資金の運用方法）

第六条　法第二十九条第二項第三号に規定する内閣府令で定める方法は、信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託で元本補填の契約があるものとする。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

様式第一（第三条第一項関係）

指定活用団体事業計画及び収支予算認可申請書

年　月　日

内閣総理大臣　殿

申請者の名称
代表者の氏名　　印
法人番号

事業計画及び収支予算について認可を受けたいので、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第26条第１項前段の規定により、別添のとおり申請します。

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

法人番号については、国税庁から指定・通知される13桁の法人番号を記載すること。

様式第二（第三条第二項関係）

指定活用団体事業計画（収支予算）変更認可申請書

年　月　日

内閣総理大臣　殿

申請者の名称
代表者の氏名　　印
法人番号

事業計画（収支予算）の変更について認可を受けたいので、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第26条第１項後段の規定により、下記のとおり申請します。

記

1．変更の内容

2．変更の理由

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

法人番号については、国税庁から指定・通知される13桁の法人番号を記載すること。

○内閣府令第三十三号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第五章の規定及び個人情報保護委員会事務局組織令（平成二十七年政令第四百三十四号）を実施するため、個人情報保護委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十年六月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

個人情報保護委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

個人情報保護委員会事務局組織規則（平成二十七年内閣府令第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（企画官及び調査官） **第一条**　個人情報保護委員会の事務局総務課に、企画官三人及び調査官一人を置く。 ［２・３　略］	（企画官及び調査官） **第一条**　個人情報保護委員会の事務局総務課に、企画官二人及び調査官一人を置く。 ［２・３　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、平成三十年七月一日から施行する。

府令・省令

○内閣府・総務省・文部科学省令第二号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年六月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子
文部科学大臣　林　芳正

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

総理府
自治省
文部省令第一号

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年文部省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
目次 ［第一章・第二章　略］ 第三章　組合員等（第九十条―第百条の七） ［第四章～第六章　略］ 附則 （離婚時みなし被保険者期間を有する者の届出等） **第九十一条の二**　［略］ ２　組合員たる離婚時みなし被保険者期間を有する者が死亡した場合には、当該組合員たる離婚時みなし被保険者期間を有する者であつた者の遺族又は相続人は、次に掲げ	目次 ［第一章・第二章　同上］ 第三章　組合員等（第九十条―第百条の六） ［第四章～第六章　同上］ 附則 （離婚時みなし被保険者期間を有する者の届出等） **第九十一条の二**　［同上］ ２　組合員たる離婚時みなし被保険者期間を有する者が死亡した場合には、当該組合員たる離婚時みなし被保険者期間を有する者であつた者の遺族又は相続人は、次に掲げ